

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	鶴ヶ島市大字高倉字熊野前一〇七八番 一地先から同市大字高倉字熊野前一〇 七五番一地先まで
供用開始の期日	令和三年一月二十六日
備 考	令和三年一月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一四〇・六三メー トル